

平成27年4月14日
日本生命保険相互会社

「議決権行使精査要領」の改正について

日本生命保険相互会社（社長：筒井義信、以下「当社」）は、投資先企業の株主総会議案を精査する際の社内基準である「議決権行使精査要領」について、平成27年6月1日付で改正することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

議決権行使精査要領（概要）

URL：<http://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/unyou/>

<主な変更点>

| 議案 | 変更点 |
|---------------|--|
| 取締役選任 (解任) | ○下記に該当する場合を精査対象といたします ・社外取締役を設置しない場合 ・取締役会への出席率が不十分な社外取締役の改選 ・ROEが一定水準を下回る場合 |
| 監査役選任 (解任) | ○下記に該当する場合を精査対象といたします ・取締役会または監査役会への出席率が不十分な社外監査役の改選 ・監査役会の独立性に問題があると判断される場合の社外監査役選任 |

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》を受け入れており、議決権行使に係る取り組みをわかりやすくお伝えする観点から、「議決権行使精査要領（概要）」を公表しております。

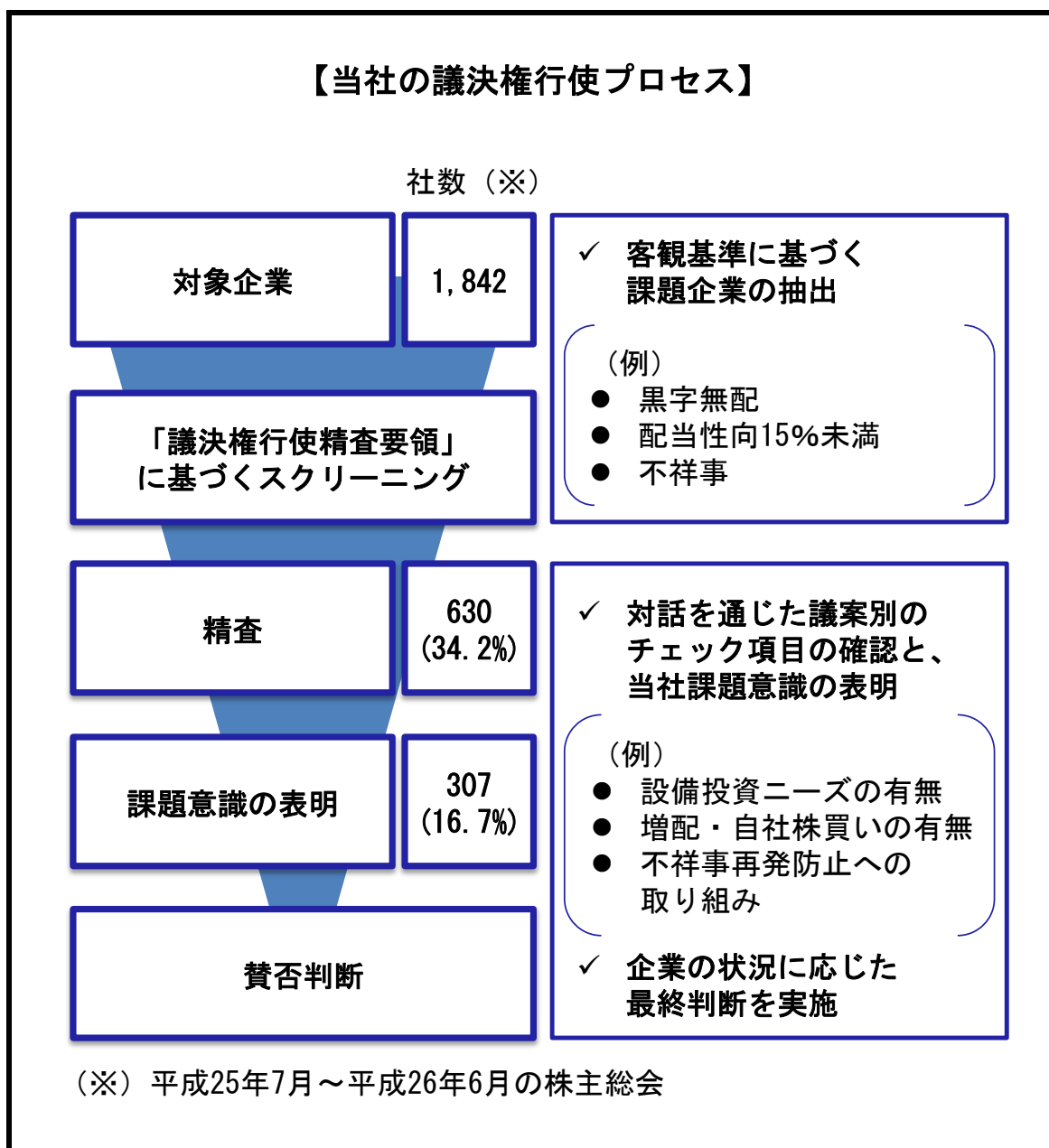
「議決権行使精査要領」に基づくスクリーニングにより精査対象となった議案については、必要に応じ企業と対話を行い、当社の考え方やスタンス、課題意識を伝えるとともに、個別企業の状況や改善に向けた取り組み等を十分に検討したうえで、きめ細かく賛否を判断いたします。

今回の改正は、「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」*や、会社法改正等も踏まえつつ、内容の見直しを行ったものであり、より幅広い視点から議案内容を検討し、対話を通じて投資先企業と課題意識を共有化することにより、議決権行使取り組みの一層の充実を図ることを目指しております。

当社では、責任ある機関投資家として、今後もスチュワードシップ活動の充実に努めるとともに、企業の持続的な成長をサポートし、日本経済・社会の健全な発展に資する投資を心掛けてまいります。

※「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」の全文につきましては、金融庁ホームページをご参照ください。

URL : <http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150305-1/04.pdf>



以 上